

令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー） 選定審査実施要領

1. 趣旨

本要領は、大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）の募集に際し、公募型企画提案競技により優れた提案及び能力を有し適格と判断される者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本公募型企画提案競技で募集する地域おこし協力隊の形態は、委託型地域おこし協力隊とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）
活動業務
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレーヤー）活動業務仕様書」による
- (3) 業務委託期間 契約締結日～令和9年3月31日
(年度ごとに更新し、原則最長3年間)

3. スケジュール

公募開始（公告日）	令和8年 6月23日（火）
質問書の提出締切	令和8年 7月10日（金）
オンライン質問会の実施	令和8年 7月上旬 ～ 7月中旬
質問書に対する回答	令和8年 7月21日（火）
応募書類の提出締切	令和8年 8月14日（金）
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年 8月31日（月）
一次審査通過者中間面談	令和8年 9月 7日（月）～ 9月14日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年10月 3日（土）、10月 4日（日）
審査結果通知	令和8年10月15日（木）
契約締結・業務開始	令和8年12月 1日（火）
業務完了（年度で都度更新）	令和9年 3月31日（水）

4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 三大都市圏内の都市地域 [1] または地方都市（条件不利地域 [2] を除く）に居住する者で、委託契約締結後 [3]、大館市に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

- 1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部
 - 2 条件不利地域とは、次の ~ のいずれかに該当する地域
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定された地域
 - 3 委託契約締結日前に大館市に住民登録をした者は対象外
- (2) 大館市において起業活動を行う意思を有する者
 - (3) 積極性・協調性を有し、地域住民・事業者等と連携して事業推進ができる者
 - (4) 委託期間終了後も大館市に定住することを検討できる者
 - (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

5. 募集テーマ

大館市地域おこし協力隊として起業を目指す事業企画について、次に掲げる枠のうちいずれか1つにあてはまる提案をすること。

- (1) 地域イノベーション枠：農業等の地域産業にイノベーションをもたらすビジネス案
- (2) 地域ブランド創出枠：地場産品の創出・リブランディングによるビジネス案
- (3) 若手チャレンジ枠：挑戦意欲を重視した新規ビジネス案(公募開始時点で29歳以下の者のみ応募可能)
- (4) 自由ベンチャー枠：テーマによらない革新的・独創的なビジネス案

6. 参加申込方法及び一次審査結果の通知

- (1) 提出書類(各1部)
 - 参加申込書(様式1)
 - 履歴書(任意様式)
 - 志望動機書(任意様式)
 - 企画提案書鑑(様式2)
 - 提案資料(任意様式、ただし以下の内容すべてについて必ず記載すること。)
 - ・ 事業計画及び概要(商品・サービス、提供価値、提供方法等)
 - ・ ターゲット顧客
 - ・ ビジネスモデル
 - ・ 地域への波及効果
 - ・ 地域おこし協力隊としての活動計画(大館市及び地域住民と連携・協力して次に掲げる地域力の維持及び強化に直接資するもので、かつ公益性を有する活動)
 - ア 農林畜産業に関する活動
 - イ 環境・水源保全に関する活動

- ウ 住民の生活支援に関する活動
- エ 地域おこしの支援に関する活動
- オ 情報発信・収集に関する活動
- カ 新たな業種の企業誘致に関する活動
- キ 地域資源を活用した観光振興に関する活動
- ク 移住・交流の促進に関する活動
- ケ 教育交流・教育視察に関する活動
- コ その他地域力の維持及び強化に資するために必要な活動

(2) 提出期間 令和8年6月23日(火)～令和8年8月14日(金)

(3) 提出方法 郵送もしくはWeb提出

(4) 提出場所 【郵送】〒017-8555 大館市字中城20番地
大館市 商工課 商工係 宛て

【Web】https://www.city.odate.lg.jp/ex/venture_lab/

(5) 提案資料の変更について

既に提出された資料について、「企画提案書鑑(様式2)」及び「提案資料(任意様式)」に限り、次の期間にそれぞれ1回ずつ、最大計2回の変更を認める。

- ・ 変更1回目 令和8年6月23日(火)～令和8年8月14日(金)
- ・ 変更2回目 令和8年9月7日(月)～令和8年9月24日(木)

(6) 一次審査(書類選考)の結果について

結果については、令和8年8月31日(月)に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式3)に記載のうえ、商工課商工係宛(syoko@city.odate.lg.jp)に電子メールで送信すること。

- ・ 質問書の受付期間は、令和8年6月23日(火)から令和8年7月10日(金)までとする。
- ・ 送信件名は、「大館市ベンチャーラボ選定審査質疑」とすること。
- ・ メール送信後、2開庁日以内に受理の返信が無い場合のみ、その旨の伝達に関する電話連絡を産業部商工課商工係(0186-43-7071)で受け付ける。
- ・ 参加者数、参加者名、審査委員に関する質問は受け付けない。
- ・ 定められた様式以外での質問は一切認めない。
- ・ 電子メール以外での質問は一切認めない。

(2) オンライン質問会の実施

本審査への参加を検討している者を対象に、令和8年7月上旬～中旬に合同のオンライン質問会を開催する。

- ・ 質問時間は1者5分以内とし、原則1者1問までとする。
- ・ 質問の回答に疑義がある場合には、関連する内容に限り3分以内の再質問を可とする。
- ・ 質問書と同様に参加者、参加者名、審査委員に関する質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答及びオンライン審査会での質問・回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和8年7月21日(火)までにホームページにて公表する。

なお、質問書を提出した者への回答は、個別には行わない。また、回答書の公表後は再質問を原則受け付けしない。

8. 中間面談

一次審査通過者全員を対象に、令和8年9月7日(月)から令和8年9月14日(月)までの間のいずれかの日に、大館市副業型地域活性化起業人(プロデューサー)と個別にのオンライン面談を行うこととする。

- ・ 面談時間は1者最大1時間とする。
- ・ 面談では、大館市副業型地域活性化起業人(プロデューサー)からの提案内容に関するアドバイスをを行う。
- ・ 面談終了後から令和8年9月24日(木)までの間に、提案書の修正を認める。(6(5)「提案資料の修正について」参照)

9. 審査

本公募型企画提案競技については、大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊(プレーヤー)選定審査委員会(以下「委員会」という。)が評価基準に基づき評価を行い、優れた提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)ともに、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書を委員会が審査し、上位15者までを二次審査の対象とする。ただし、参加申込者が15者以下であった場合は、一次審査を省略し、参加資格の審査のみを行う。

なお、一次審査の点数は二次審査に引き継がないものとする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングは、参加申込書の受付順に審査し、

その経過については公開するものとする。

二次審査対象者について、委員会はその提案を審査するとともに、提案についてのヒアリングを実施し、その内容により評価点を加点し、優秀提案者7者を選定する。

審査の結果、評価点の合計が6割未満の者は優秀提案者に選定しないこととする。

プレゼンテーション及びヒアリングの合計評価点が同一の場合は、総合的に勘案し、委員会において必要に応じてその優劣を協議の上決定する。

プレゼンテーションについて

ア 実施場所 一次審査(書類審査)の結果通知時に場所及び日時等の詳細を連絡する。

なお、原則として現地での提案説明とするが、やむを得ない理由により現地への出席が難しい場合に限り、WEB会議方式を認める場合がある。

イ 実施日時 令和8年10月3日(土)又は令和8年10月4日(日)のいずれか委員会が指定する日時。

ウ 出席者 応募者本人のみとする。

エ 持ち時間 1者あたり説明を10分以内、ヒアリングを20分以内とする。

オ 説明資料等 提案内容の説明は、提出済みの提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細に、あるいは補足的に説明することを妨げない。

カ 貸出物品 机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーン、PCについては、大館市で用意する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、提案者の負担において用意すること。

キ その他

- ・ 参加者が通知された時間までに参集しなかった場合には、二次審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。

- ・ 提出された書類は返却しない。

(3) 審査項目

事業有望性

- ・ 市場規模
- ・ 収益性
- ・ 競争優位性・革新性

地域適合性

- ・ 地域資源の活用
- ・ 波及効果

- ・ 既存産業との関係性

応募者の素質

- ・ スキル・経験・意欲
- ・ ネットワーク
- ・ 定住可能性

10. 審査結果の通知等

二次審査の結果については、令和8年10月15日(木)にホームページで公表するとともに、書面で通知する。

公表する内容については、次のとおりとする。ただし、二次審査に参加した者のうち優秀提案者に選定されなかった者(以下「非選定者」という。)については得点のみ公表するものとする。

- (1) 提案書を提出した者の件数
- (2) 優秀提案者の氏名
- (3) 評価項目、配点及び優秀提案者並びに非選定者の得点

11. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 「4. 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 本実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法その他の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合
- (5) その他委員会又は大館市が不適格と認めた場合

12. 契約

優秀提案者は選定の公表後、契約交渉権者として大館市と協議したうえで、速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

ただし、優秀提案者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなったと認められる場合には、契約締結を行わない。

また、契約締結にあたり、契約交渉権者は大館市へ見積書を提出するものとし、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約により契約締結を行う。

なお、契約保証金は免除する。

13. 公募型企画提案競技の辞退

参加申込書を提出した者が公募型企画提案競技を辞退する場合には、電子メール又は郵送で辞退届（任意様式）を産業部商工課商工係に提出すること。

14. その他留意事項

- ・ 本公募型企画提案競技への参加に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- ・ 参加者が1者であっても審査を行い、適当でないと認められる場合には、優秀提案者を選定しないことがある。
- ・ 参加者が提出した書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、大館市は、本公募型企画提案競技手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保管等を行うことができる。
- ・ 本業務の成果品の著作権は、大館市に帰属するものとする。また、契約の相手方は、本業務に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・ 個人情報の取り扱いは、大館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月27日条例第41号）によるものとする。
- ・ 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は、これを延期するものとし、この場合の参加者の損害は、参加者の負担とする。

15. 本公募型企画提案競技の担当部局

大館市産業部商工課商工係

住 所 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地

電 話 0186-43-7071（商工課直通）

E-mail syoko@city.odate.lg.jp

附 則

（施行期日）

1 この要領は、市長の決裁があった日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。